

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月17日（平成29年（行個）諮問第130号）

答申日：平成30年7月2日（平成30年度（行個）答申第62号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る実地調査復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、静岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年5月12日付け静岡労個開（決）第29-46号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 全部開示を請求する。

イ 理由

平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が、審査請求人の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切を請求したが、部分開示であった。調査復命書、病院の意見書等が、マスキングされており、詳細不明である。これでは、今回の休業補償不支給に対し、審査請求する際に詳細な意見書を書く事が、不可能である。したがって、原処分を取り消し、全部開示を請求する。

（2）意見書

ア 趣旨

全部開示を請求する。

イ 理由

休業補償の不支給決定は、請求人にとり、非常に重大な決定であるから、行政はその理由を詳細に説明するべきである。

またその根拠となった理由を開示するのは、当然の事である。

そしてその際医師の意見が最も大きな根拠となるものであるから、開示をするのが当然である。

医師の意見を不開示で、不支給決定を下すのは、理由を述べずに処分をするのに等しく、甚だ公平を欠く措置で、不条理である。

したがって医師の意見は全て開示すべきであり、主治医意見書、添付資料、実地調査復命書全てを開示すべきである。

そもそも主治医が休業の必要性があるとした診断書を提出したのにも関わらず、正反対に意見を変更した訳であるから、その理由を開示するのが、当然の事である。

むしろ監督署より医師に対し不当な圧力があったと考えるのが妥当であり、なおさら監督署と医師との間のやりとりは、全て開示されるべきである。

また今回休業補償不支給決定に対し審査請求をする際にいずれも重要な内容であるから開示するべきである。

したがって全部開示を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年4月23日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこの取消しを求めて、平成29年5月19日付け（同月22日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①及び4の①の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、3の②及び4の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、3の②及び4の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の不開示部分において審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち

一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月11日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月14日 審議
- ⑤ 平成30年6月7日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署長が私の休業補償給付支給決定に際し作成した実地調査復命書及び添付資料一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきと主張している。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

ア 通番2（個人名部分）について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2（上記アを除く。）及び通番4について

当該部分は、審査請求人が受診した医療機関の医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に

関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番1、通番3及び通番5は、審査請求人が受診した医療機関の医師の意見及びその引用部分であり、これらを開示すると、医師が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等をおそれ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の変更決定を不服として、静岡労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、静岡労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁

がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」 としている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)	
				2号	7号 柱書 き
1	休業支給決定 決議書等		—		
2	休業実地調査 復命書①	1	4頁6行目ないし7行目, 9行目, 2 0行目ないし26行目14文字目	○	○
3	意見書	2	①1頁医師署名及び印影, 1頁「依頼 事項にかかる意見」欄最終行個人名	○	
		3	②1頁「依頼事項にかかる意見」欄4 行目1文字目ないし9行目	○	○
4	意見書	4	①1頁医師署名及び印影	○	
		5	②1頁「依頼事項にかかる意見」欄4 行目ないし6行目, 7行目2文字目以 降, 2頁不開示部分	○	○
5	関係資料		—		
6	休業実地調査 復命書②		—		

注) 理由説明書・別表の文書番号4の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で
訂正した。